

令和2年度入学生

「只見町山村教育留学生」選考基準

【目 的】

只見町山村教育留学生は、豊かな自然の中での心身の健やかな成長を土台として、学業に必要な知識の吸収にとどまらず、只見町が抱える諸課題に向き合い、対処できるような幅広い知識、思考力、実践力をもち、卒業後も只見での経験を踏まえ、社会的活躍が期待できる人物とする。

以下は、只見町山村教育留学生を決定するにあたり、その基準を定めるものである。

【選考委員】

選考委員は、副町長の職にある者、教育長、及び教育次長の職にある者、その他町長が認めた者で構成する。

【選考の期日】

只見高校の前期選抜試験受験予定者の選考の期日は、町長が定める。

なお上記選考後、後期選抜にかかる選考、及び下宿より只見高校に通学している者の中途選考についても、奥会津学習センターの受入状況に応じて町長が実施と期日を定める。

【選考の方法】

「只見町山村教育留学生」応募申込書と、学業成績証明書による書類審査と、面接を行う。なお中途選考については、応募申込書をもって審査する。

【選考の基準】

- (1) 中学校生活における生活態度が良好であり、高校生として健全な集団生活ができる者
- (2) 各学年において、病気、怪我などのやむを得ない欠席以外の欠席日数が10日を超えない者
- (3) 学業成績が概ね良好な者、只見高校の入学選抜試験に合格した者。
- (4) 定期診療が必要な疾病がなく心身ともに健康である者
- (5) 本人及び保護者が留学、地域貢献に意欲的である者

【決 定】

上記基準により選考し、上限を20名として只見町山村教育留学生を決定する。